

富士山森林認証グループ
富士市森林組合

森林管理方針書

『緑の循環』認証会議 (S G E C)



富士市森林組合
富士市大淵 6979 番地の 5
TEL 0545-35-5339

基本理念

富士市森林組合は、霊峰富士の元、先人たちのたゆまぬ努力により守り育てられた富士山南麓や愛鷹山西麓の森林を、生活の森・水源の森・緑豊かな憩いの森として後世に末永く継承していくため、持続可能な森林経営の確立を目指し、森林環境の保全と循環型社会の形成に努めていきます。

基本方針

- 1 森林の生態系を守りつつ管理を行ない、地球環境に負荷をかけない森林づくりを目指します。
- 2 安らぎや憩いの場、活動の場、調査・研究の場など、開かれた市民の森として地域や社会に広く公開します。
- 3 森林の持つ多面的機能及び公益的機能を更に増進し、健全な姿で未来に引き継いでいきます。
- 4 森林環境に配慮した計画的な伐採により、森林資源を有効に活用し、木材の安定供給と木材産業の活性化に努めます。

この管理方針は、一般に公開します。

平成30年 7月19日

富士市森林組合
代表理事組合長

渡井正孝

富士山森林認証グループ 富士市森林組合 森林管理方針

(方針策定の目的)

この「管理方針」は、富士市森林組合が、「森林管理委託に係る協定書」を締結した森林において、「持続可能な森林経営」を目指すことを目的として定められたものであり、以下5つの基本方針から成る。

I	管理運営の基本方針	・・・・・・・・ P 3
II	森林管理の基本方針	・・・・・・・・ P 8
III	生物多様性に配慮した施業の基本方針	・・・・・・・・ P 10
IV	環境保全についての基本方針	・・・・・・・・ P 13
V	社会的責務についての基本方針	・・・・・・・・ P 16

(会員・加盟者の責務)

富士山森林認証グループ森林管理方針書（以下「グループ管理方針書」という。）（会員・加盟者の責務）に準ずる。

I 管理運営の基本方針

平成 25 年 6 月 26 日に世界文化遺産となった富士山は、その形状が円錐状の成層火山で緩やかな傾斜の裾野の広さは他に類を見ないほどである。この山麓には広大な森林が存在し、富士山眺望の美しさの一つとなっている。

富士山南麓に植林された森林は、主に水源涵養、あるいは比較的傾斜の強い愛鷹山西麓の森林は、山地災害防止や土壌保全にその機能を発揮してきた。

当組合が管轄する富士市内の森林は、富士・愛鷹山麓を背にした緩やかな傾斜が駿河湾まで伸びている地形の中にあり、富士市の産業は、この豊かな緑と湧水の恵みによって発展してきた。

振り返ると富士・愛鷹山麓はいずれも御料地入会秣場であり、明治 18 年に三極の栽培地として開墾されたが、病害発生によりこれらが全部枯死したことから、明治 28 年頃からヒノキ・スギの造林が始まった。本格的な植林活動の始まりは明治 30 年代、金原明善翁の指導による内山地区への植林作業である。その後、その精神・技術は地元の内山組合に受け継がれ大いに広まった。これら生長した木は第二次世界大戦中乱伐されたが、戦後再び植林された苗が生長し、現在 50～60 年生の木となり伐期を迎えている。

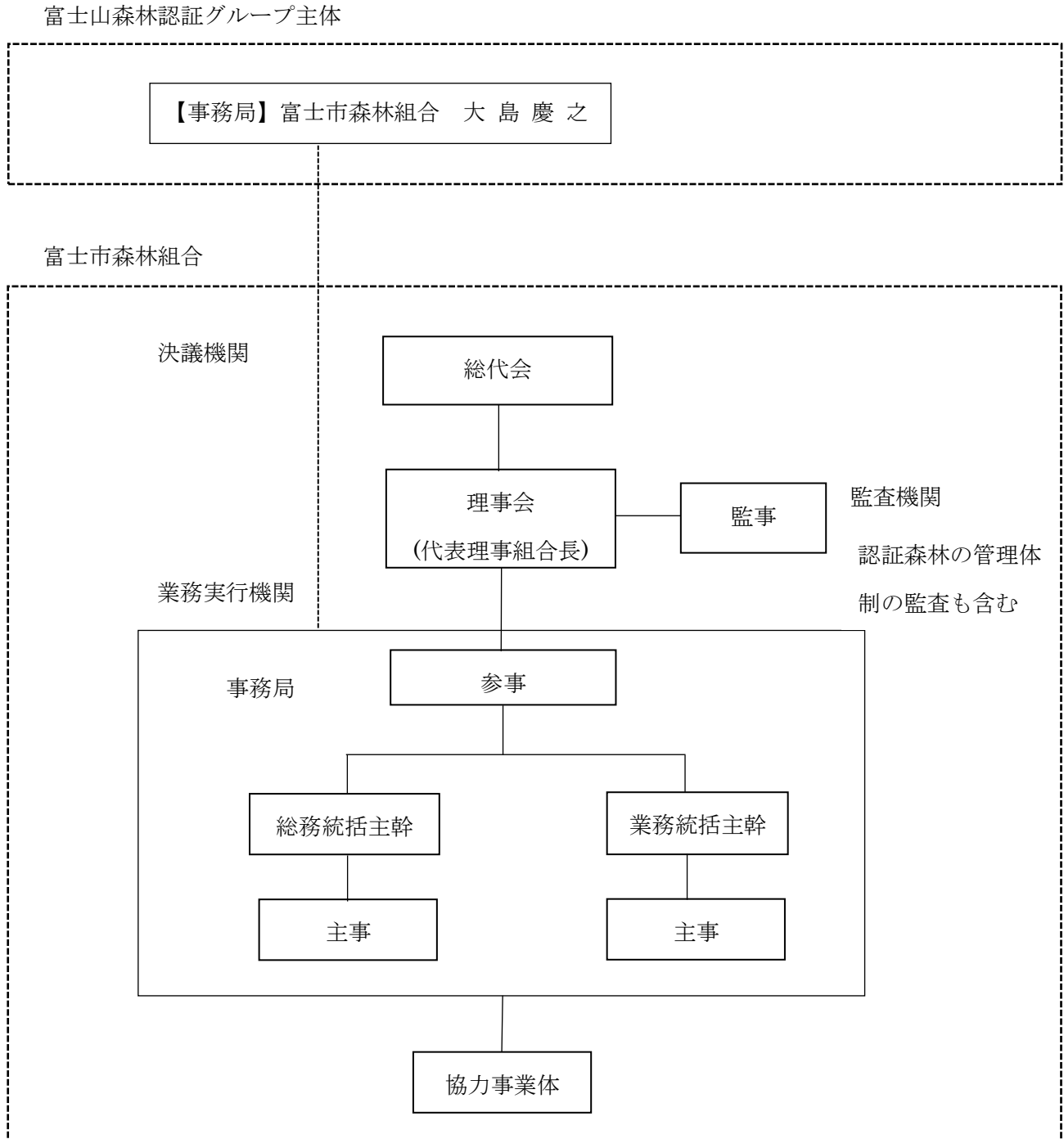
このように先人の苦労・努力によって引き継がれてきた造林と森林保育の理念を将来に継承するため、以下、三点を管理運営の基本方針とし、具体的な管理計画については以降に記す。

- 1 富士市森林整備計画に沿った森林施業を実施し、木材生産と森林の持つ公益的機能を発揮する持続可能な森づくりを目指す。
- 2 公有林の使命の一つとして、森林を一般市民に積極的に公開すると共に、森林環境教育の推進に努め地域や社会に広く貢献する。
- 3 川下の木材流通関係機関と協力し、森林認証材としての付加価値を高め、これを普及促進していくと共に、多様化する木材市場の需要に対応できる体制を整える。

1 管理体制

富士市森林組合の運営は、図－1「森林組合運営組織図」の執行体制によって行っている。

図－1 森林組合運営組織図



認証林の整備等、管理作業に携わる協力事業体は、別紙－10のとおりとする。

(2) モニタリングの実施

- ① 管理責任者は、「モニタリング調査実施要領」(別紙-1)に基づきモニタリングを実施し、自己評価を毎月1回「モニタリング報告書」(様式-1)により確認し、自己評価と改善方法について森林所有者へ報告し検討する。
- ② 管理担当者は、外部に委託した作業が完了した時に行う検査時にモニタリングを実施し、「作業完了時巡視報告書」(様式-2)により管理責任者へ報告する。
- ③ 山林監視員は、富士市の委託により市有林及び林道等を第2, 4日曜日にパトロールし、その際にモニタリングを実施し、「巡視報告書」(様式-3)により管理責任者へ報告する。
- ④ 管理責任者は、「モニタリング調査実施要領」に基づき、定点を設置し5年ごとに成長量と下層植生の状態を把握し、保育、間伐数量及び実施時期を検討する。
- ⑤ 管理責任者は、生物多様性に関するモニタリングを実施している研究機関との情報交換や助言を受け、また、必要に応じて調査を依頼し適切な森林管理につなげる。

4 対象森林

管理森林一覧表

No.	名称(山林名)	所在地	面積 (ha)
1	富士市市有林	静岡県富士市大淵字 10847-1 外	1762.06
2	富士市市有林	静岡県富士宮市栗倉字親不知 2719-43-1 外	15.20
3	富士市市有林	静岡県裾野市須山字浅木塚 2308-2 外	48.21
4	(一社)中畑愛郷会社有林	静岡県富士市大淵字岩倉 8036-1 外	74.46
5	(一社)古沢共和会社有林	静岡県富士市大淵字洲岳 13319-10 外	20.50
6	(一社)御殿場愛郷報徳社社有林	静岡県富士市大淵字小河窪 9625 外	54.47
7	(一社)一色郷栄会社有林	静岡県富士市大淵字州岳 13487 外	29.81
	合計		2004.71

5 業務執行体制

認証林管理は基本的に、作業を専属で請負う協力事業者への外部発注により実施し、森林管理担当者がこれを監督し、監督員は森林管理担当者を統括する。

監督員は、森林管理の業務を総括し、協力事業者との契約時にSGEC森林認証取得の趣旨と方針及び管理計画を十分に説明し、また、現場管理及び経営・営業に関する職務能力向上のために必要な教育や技術指導を行う。

また、認証森林から産出される認証林産物が生産現場で非認証林産物と混同しないよう、林小班単位での搬出作業を義務付け、認証森林と非認証森林が隣接する場合や山土場での混同を避けるため、送り状に枝番をつけ分別を徹底する。

6 安全管理体制

作業を受託した事業者は、安全教育、点検方法、責任者及び緊急連絡体制を明記した文書を契約時に提出することを義務づける。また、作業を受託した事業者は、安全に関するミーティングを毎月1回以上実施し、実施記録を報告する。

管理責任者は、事業者及び一人親方作業員に対して、作業の安全について総合的管理を行い、作業員に対し安全管理を徹底するとともに、関係者全員による「労働安全研修」を年1回以上実施する。

また、労働災害が発生した場合に備えて、緊急連絡表を事務所内に掲示し、緊急時には速やかに対応する。

7 森林認証材の普及

富士市森林組合と森林管理に関する協定を締結した森林(認証森林)から生産された木材は、SGEC認証材としてCOC管理事業者に出荷するものとするが、それ以外の事業者に出荷する場合は、認証材標示が途絶えてしまうのでCOC管理事業者の認証を取得するよう勧める。

認証材の普及については、静岡県森林組合連合会が策定した「SGEC森林認証制度への具体的な取組みと方策」(参考資料-1)に積極的に協力し、森林認証材についての情報を山側から発信することにより、流域内の製材業者及び工務店等とのネットワークの構築を図りながら認証材の販路拡大に努める。

Ⅱ 森林管理の基本方針

富士市の総面積 24,502 ha のうち森林面積は 12,143ha であり、総面積の約 50%を占めている。また、富士市における私有林面積は 10,224ha であり、富士市森林整備計画の対象森林は 10,201ha となっている。このうちヒノキを主体とした人工林面積は 8,225ha であり、人口林率は 81.0%と県平均 59.2%を大きく上回る。

林齢では 50 年生以上の伐期を迎えた林分が 75%以上あり、今後の森林整備手法の選択と実施が喫緊の課題となっている。林齢 35 年生以上の林分においても手入れが遅れている箇所が見られるため早急に整備する必要がある。

このような中、SGEC 認証森林の面積は 2004.71ha であり、その内人工林が 1352.75ha、で人工林率は 67.47%となっている。

また、認証対象森林のうち富士市有林面積は 1825.47ha で、その管理は、「富士市森林整備計画」をはじめ裾野市、富士宮市森林整備計画に準拠して行い、当該森林を林分相によって大きく 5 つに分類し、それぞれの林相に適した森林管理を下記のとおり行う。その他の認証対象森林についても同様に森林管理を行う。

(1) 標準的な人工林

富士市森林整備計画及び裾野市森林整備計画、富士宮市森林整備計画に基づく富士市森林経営計画を策定して行う。

(2) 天然林

富士市の天然林は、須津川や赤淵川上流の愛鷹山系稜線の西麓に存在している。また、これらの天然林は、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林の指定がなされている。したがって天然林の伐採は原則として行わず、また造林としては、天然下種更新やぼう芽更新などの天然更新を基本とし、天然力の活用によりの確な更新を図る。必要に応じ、下草刈り、植樹種の選定と植込みなどの天然更新補助作業を「富士市森林整備計画」に基づき行う。

(3) レクリエーション森林

丸火自然公園は生活環境保全林(富士市条例)として位置づけられており、また須津川溪谷大棚の滝周辺のキャンプ場に隣接する森林はレクリエーション森林

とし、これらは富士市森林整備計画及び富士市都市計画マスタープラン、富士市都市景観形成ガイドライン、静岡県森林共生基本計画に準拠し整備する。

レクリエーション森林は、あらゆる年代の人々が森林の中で自然との触れ合いを求めて訪れるので、安全に活動できるよう整備する。

(4) 水辺林

富士市内には中小多数の河川があるが、その源流は富士山麓や愛鷹山麓の森林地帯となっている。そのほとんどの河川は降雨時のみ流れる空沢である。唯一、年間を通して流れを保っている川は須津川の中流から上流部分である。須津川の大棚の滝は年間を通して清流が流れ落ち、夏は涼しく秋にはモミジやカエデの紅葉が美しく多くの人々が訪れる。川に入っただけのレクリエーションは禁止しているが、川沿いにはキャンプ場も整備され山でのひと時の生活が楽しめる。須津川の中流から上流に至る区域は水辺林とし、上流地域は水源涵養保安林として整備する。特に水辺林については、その両側が急峻な渓谷となっており、土砂流出防止等のため広葉樹を主とした構成を基本とし、自然の遷移に委ねた森林管理を行っていく。

(5) 貴重な森林

学術的、歴史的、文化的に価値の高い森林は、地域の貴重な財産として樹種や林相に適した適切な管理を推進する。

対象森林として、勢子辻地先の県道富士裾野線西沿いの古木の並木は、明治35年代にこの地で人工造林の指導を行った金原明善翁の手によるものとされ、昭和53年に「史跡、金原明善の大規模植林」として富士市の文化財に指定され今日まで保存されており、貴重な森林として一般に公開している。また、教育植林の碑がある高塚地先は小学校の教育費等財源確保のために、当時秣場であった荒野に植林し110町歩の森林を完成させた場所である。

なお、金原明善翁の指導による植林活動で林業が根付いた内山財産区の一帯は、歴史的価値のある森林として管理していく。

(6) 保護樹帯

防火・暴風などの森林被害防止及び森林の公益的機能確保のため、帯状に残された天然林を保護樹帯として適切に管理する。

Ⅲ 生物多様性及び土壌・水に配慮した施業の基本方針

健全で充実した森林生態系サービスを確保するために、森林の適切な保育管理に努める。それぞれの林分・林齢・環境を考慮した枝打ちや徐間伐を実施し、林内を適度な明るさに保つと共に、下層植生の生育を誘導し、林床における生物の多様化を図る。

森林伐採については、5 ha を超える皆伐は下層植生へのダメージや土壌の攪乱、大径木の欠損による森林環境の変化、それに伴う野生動物の生息地の減少など生物多様性への影響が懸念されるため行わないこととし、環境や地域特性に合わせて多様な施業を選択し実施する。

森林作業道の開設は、森林整備や木材の集材・搬出のために不可欠であるが林地への影響も大きい。そのため、路線選定の際には地形・地質を見極め、地形に沿った作業道開設に心がけることで環境に配慮する。また、工作物設置については現地で調達するなど木質資源を活用する。

個体レベルで保護が必要な貴重な動植物については、予め作業員へ周知させ、その生息・生育が確認された場合は報告を義務付け、保護するための措置を講じる。また、学術研究や生態系調査などの目的で野生動植物の採取を行う場合は、持続可能なレベルを超えないよう徹底し、不適切な活動が行われないよう巡視活動等で監視する。

1 管理計画

(1) 更新

更新方法、植樹、植栽本数は富士市森林整備計画及び対象市町村森林整備計画に基づき行う。人工植栽は植栽予定地となる周辺的环境や樹種構成、光に対する樹種特性を考慮し植栽することで、大規模な枯損や成長不良木発生の可能性を抑える。さらに、植付け後は定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には補植を行なう。また、植栽する種苗は富士種苗協同組合から購入し、地域固有の生態系の維持・保全に配慮し、外来種との交雑による遺伝子攪乱を避ける。

(2) 保育

保育事業全般において、富士市森林整備計画及び対象市町村森林整備計画に基づき実施する。下刈りの実施時期は7月～8月頃を目安とし、植栽木が下草より高い状態になるまで行う。つる切りは下刈り後や除伐後、つるの繁茂状況に応じて行う。除伐により植栽木の成長を妨げる木や枯木などを除去する。

立木間の競争が生じ始めた林分においては、富士市森林整備計画及び対象市町村森林整備計画に基づき枝打ちや間伐を実施し、樹冠量の調節や密度管理を行う。

野生動物の食害に対しては、稚樹の周辺に忌避剤を塗布する。また、定期的に有害鳥獣駆除を実施し、野生動物の生息環境や個体数の管理に努める。

(3) 間伐

間伐については、「間伐実施要領」（別紙－2）に基づき実施する。

(4) 伐採・収穫

富士市森林整備計画及び対象市町村森林整備計画に基づき作業を行う。木材生産林及び水源涵養機能維持増進森林において伐採を行う場合は、自然的条件及び公益的機能の確保、齢級配置の均等性を考慮して行う。また、伐採状況の確認や合法木材推進の観点から、森林経営計画で定められた範囲を伐採し、必ず所有者へ伐採届及び伐採箇所の図面を提出する。山地災害防止林、保健文化林等の公益的機能を維持増進すべき森林については、非皆伐施業を原則とする。

また、野生動物等の採餌・営巣木や菌類の生育環境と見受けられる枯損木や空洞木等は、労働安全上危険となる枯損木は除き保残に努める。

(5) 運材・集材

作業時は地表面の保護及び土砂流出の防止に努め、近隣の水資源への影響を小さくするよう考慮する。また、車両走行により一度締め固められた土壌の土壌孔隙量や土壌有機物の回復には十数年かかることから、集材作業により使用した作業道は次回の作業においても再利用し、それ以外の林地は極力走行しないようにする。

使用したワイヤーロープ等の資材については林地に放置することなく、必ず持ち帰り、適正な処理を行なう。また、チェーンソーや林業機械等の燃料・油脂類によって周囲を汚染しないよう注意するとともに、空吹かしや不要なアイドリングを避け、常に安全で効率的な作業を行うことで、機械の排気による大気汚染を軽減する。

(6) 林道及び作業道の開設

林道・作業道の開設にあたっては、治山林道必携-積算・施工編-及び「富士市森林組合作業道開設基準」(別紙-3)に基づき設計し、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画する。また、できるだけ自然の地形に沿うよう線形し自然環境の攪乱を最小限にとどめる。水辺付近の施工は極力回避するように心掛け、やむを得ない場合は下流に取水施設・養魚場がないことを確認し、動植物に配慮した施工を行う。雨天及び路体が水を多く含んでいる時は、作業路・作業道の施工や使用を控え、公道や溪流への土砂の流出、土石の転落を避ける。

(7) 重要種・貴重な動植物及び絶滅危惧種の保護

静岡県が発行するレッドデータブックに基づき、棲息する可能性がある「重要種・貴重な動植物及び絶滅危惧種のリスト」(別紙-4)を富士市森林組合事務所内に常備し、管理関係者に動植物リストの周知を徹底する。また、それらが発見された場合は「重要動植物の発見報告書」(様式-4)により報告し地図に印す。報告があった場合は、報告書を保管するとともに、専門家の助言・指導を受けながら保護の措置をとる。

(8) 外来種の取扱い

地域生態系、生息場所及び種を脅かす外来種の人為的導入は行わない。また、モニタリングにより外来種の発生、生息状況については注意深く監視する。林道法面への吹付緑化は、県及び関係機関と協議するとともに、市には極力使用を避けるよう要請する。

(9) 作業員への生物多様性に関する教育

協力事業体の作業員や一人親方に対し、生物多様性や環境・土壌・水土保持に関する研修を毎年1回以上実施し、認証林の生態系や環境に配慮した管理について理解や作業意識の向上を図る。

IV 環境保全についての基本方針

地球温暖化防止京都議定書・第1約束期間(2008年から2012年までの5年間)で日本は、温室効果ガスの削減量マイナス6%とした目標達成に取り組んできたが、この期間が2012年に終了した。先の第18回気候変動枠組条約締約国会議(COP18)において、日本は京都議定書第2約束期間には参加しないことを表明した。しかし、2013年以降も国内における削減に加えて、森林等の吸収源対策や国際的な取組を積極的に進めるとしている。

第1約束期間での6%削減のうち、3.8%は国内の森林における二酸化炭素(CO₂)吸収量により賄うこととなっていた。このように森林の持つCO₂吸収源としての機能は重要な位置づけとなっている。

CO₂吸収源となり得る森林は、間伐等の適正な整備がされた森林であることから、森林整備を確実にを行い森林土壌の保全又は水源涵養機能を高めるなど森林の持つ多面的機能を増大していくことが必要である。

環境面からは、森林整備作業に使用するあらゆる林業機械は極力CO₂排出を抑制した機械を使用し、また作業中に使用するオイルや薬剤使用にも注意を払い、森林土壌や水質を汚染しないよう心掛ける。

1 林地残材等の有効利用

予め使用場所又は供給先を確保するとともに、林地残材が極力残らないような伐採・集材に努める。有効利用する方法としては、林内作業道の土止め、木質バイオマス利用に取り組んでいるNPOなどの団体に薪ストーブの燃料として、また環境教育の材料に使用するシイタケ栽培の原木として提供する。

2 二酸化炭素排出抑制

伐採・集材・運搬などに使用する林業機械や森林監視や調査等に使用する自動車は、燃費の良い低公害者を使用すると共に、アイドリングストップや環境に配慮した走行形態の運行に努める。

3 燃料・オイルの管理

管理者は、作業員に対して「オイル・燃料の管理マニュアル」（別紙－５）に従い取扱うよう周知徹底を図り、又保管の状況について写真等により常に管理する。

4 林業薬剤の管理

管理者は、「林業薬剤管理マニュアル」（別紙－６）に従い薬剤使用及び保管を行う。

委託業者に対しては、「林業薬剤管理マニュアル」を添付し、適正な使用及び保管方法について指導する。

5 森林被害

病虫害、鳥獣害、森林火災、気象害が発生した場合は、「森林被害報告書」（様式－５）に記録し被害場所を地図上に示したものを保管する。病虫害の発生時には、県及び市の指導を受け近隣関係者と連携しながら対処する。

また、風水害等甚大な被害が生じた場合は、県、市及び関係機関と連携し、生態系又は林地保全に対する影響を最小限に留める対策を講じるとともに、原状回復までの過程を詳細に記録する。

富士市山林監視員は直営林他、内山財産有林、須津山財産有林（須津）須津山財産区有林（吉永）、丸火自然公園、野田山健康緑地公園・はたご池公園の６地区の巡視を、毎月４回行い、監視要領書に基づき報告する。

6 森林火災の予防

管理者は「林野火災予防マニュアル」（別紙９）に従い訓練を実施するとともに、森林火災の延焼を防止するための防火帯を設けるなど、林野火災の予防に努める。

林野の自主消防隊である、内山林野消防隊及び富士本林野消防隊と連絡を密にして火災予防と消火活動に努める。

富士市山林監視員は直営林他、内山財産有林、須津山財産有林（須津）須津山財産区有林（吉永）、丸火自然公園、野田山健康緑地公園・はたご池公園の６地区の巡視を、毎月４回行い、監視要領書に基づき報告する。

7 不法投棄及びごみの処理

管理森林内に不法投棄が発見された場合は、速やかに富士市環境部廃棄物対策課又は環境クリーンセンターに報告し処理を依頼する。

キャンプ場に出たゴミや廃棄物は、キャンプ場管理者が分別し富士市が定めた方法により処理するものとする。また、必要に応じ、不法投棄防止看板を設置する。

V 社会的責務についての基本方針

富士市が主催し長年実施している富士山麓ブナ林創造事業による広葉樹の植林活動には、毎年、一般市民や町内会等の団体、企業など大勢が参加している。富士市森林組合ではこの事業を全面的にサポートし、苗木の手配や植栽の指導などを行い、参加者へ森林環境の公益性や、そのための持続的な保育管理の大切さを伝えている。

また、当該森林が公有林として果たす役割は大きく、健全な森林が作り出す恩恵を一般市民が享受できるよう、地域社会が一体となって森林づくりを進めていく必要がある。したがって組合では、一般市民が森林と触れ合う場、森林を媒介とした協同作業養成の場、研究・調査のためのフィールドを提供する等、積極的に当該森林を公開することで森づくりの活動に寄与していく。

さらに、当組合が蓄積している森林管理情報は広く公開し、森林のもつ多面的機能の認識と理解の向上に努めていく。

1 情報の公開

認証森林及び認証森林に関する管理方針、管理計画等は公開を原則としホームページに掲載する。外部からの問合せや意見については「対話マニュアル」（別紙ー7）に沿って組合職員が対応し、その内容は「対話記録」（様式ー7）に記載し保管する。

2 管理森林の公開

管理森林の市民への公開やフィールドの提供は、森林整備等作業が実施されていない場所、又使用者の安全が確保できる範囲において、所有者の承諾が得られたフィールドとする。生態系の保全、ゴミ処理や火気の取扱い等の注意を喚起するため、チラシの配布や看板等を設置するなど計画的に整備する。

3 環境教育

市や県などの行政機関と協議しながら森林環境に関する講義、実習、実演、指導などを行う。参加者の年齢、経験に応じた環境教育プログラムを作成する。活動内容については、実績として記録し保管する。

4 個人情報情報の管理

個人情報の取り扱いについては「富士市森林組合個人情報保護規程」を遵守する。個人情報保護規程については事務所に常備し、任意に閲覧できるものとする。

5 利害関係者の把握

当該管理森林の管理に当たり、直接的間接的に影響を受ける関係者を常に把握し、「利害関係者リスト」(別紙-8)に記録するとともに、必要に応じ連絡調整等を行う。

6 苦情処理対応

グループ管理方針書（苦情処理対応）に準ずる。

7 福祉貢献

グループ管理方針書（福祉貢献）に準ずる。